

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

単元株式数（売買単位）の100株への変更のご検討のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当取引所では昨年4月1日以降を売買単位100株統一のための移行期間と定め、1,000株単位の上場会社の皆様に100株単位への移行をお願いしてまいりました結果、名古屋周辺の上場会社（全212社）に占める100株単位の会社の比率は、本年7月1日までの1年3ヶ月間で移行予定の上場会社を含めると9.0%増加し、67.5%（143社）となる見込みとなっております。この機会に売買単位100株への変更のご検討をお願いいたします。

なお、当取引所では、今後も投資家の皆様にとってわかりやすく、より売買しやすい証券市場とするため、企業によって異なる株式の売買単位を100株へ統一する取組みを進めてまいります。

その一環として、本日、1,000株単位の当取引所の単独上場会社のうち、投資単位が高い（50万円以上）上場会社の皆様には、この機会に単元株式数（売買単位）の100株への変更による投資単位の引下げについて個別に要請文をお送りして、ご検討をお願いしております。

敬具

【ご参考】平成27年7月1日現在における単独上場会社の投資単位の状況

投資単位	社数	(比率)
5万円未満	12社	15%
5万円以上 50万円未満	56社	70%
50万円以上	12社	15%

※ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第42条において、上場内国会社は、投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めることとされています。

※ 投資単位が50万円以上の単独上場会社のうち、単元株式数が1,000株の上場会社は10社となっています。

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：syoken@nse.or.jp